

【参考】申請者(住民)が行う手続き

住宅環境改善支援事業補助金の手続きの流れ

手続き	具体的な内容
補助金交付申請書の提出	○補助金申請の対象者に該当するかを確認 ・対象住宅 ①対象区域に所在 ②申請者自らの居住 ③申請者・配偶者又は2親等内の同居親族等の所有 ・交付済補助金額が上限（30万円）未満 等 ○補助金交付申請書の作成（必要な添付書類含む） ・住民票の写し（世帯全員、続柄記載、1か月以内交付） ・固定資産税納税通知書等（親族所有は戸籍謄本等） ・個人住民税の納税証明書（1か月以内交付） 等 ○居住市役所（又は町役場）の申請窓口へ提出 ※工事着工前の申請・承認が必要
補助金交付決定通知書の受取	※申請書受付後、約2週間後までに県から直接郵送 （至急工事が必要な場合は、市町の受付窓口へ申し出）
工事着手 ～ 完了	※交付決定を受ける前の工事着工は不可 ※次の場合は、工事着手までに変更の承認が必要 （変更等承認申請書の提出） ・工事内容の変更（エアコンの機種変更等） ・工事費の増減による補助金交付額の変更 ・施工業者の変更 ・工事の取り止め ※交付決定の年度内での工事完了が必要
工事代金の支払	・必ず正式な領収書を受領すること
実績報告書・補助金請求書の提出	・実績報告書、補助金請求書の作成（必要な添付書類含む） ・居住市役所（又は町役場）の申請窓口へ提出 ※工事完了後、20日以内に実績報告書を提出 （実績報告が交付決定の年度を越える場合は、対象外）
補助金額の確定通知書の受取	※報告書受付後、約2週間後までに県から直接郵送
補助金の口座入金	※補助金額の確定通知から14日程度を目安に、口座振込